

令和 3 年

第 4 回 市議会定例会

議案の説明資料

目 次

第 120 号議案	浜松市個人情報保護条例の一部改正について	1
第 121 号議案	浜松市税条例の一部改正について	3
第 122 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	4
第 123 号議案	浜松市福祉交流センター条例の一部改正について	6
第 124 号議案	浜松市総合産業展示館条例の一部改正について	10
第 125 号議案	浜松市水防団条例及び浜松市消防団に関する条例の一部改正について	12
第 126 号議案	浜松市市民栄誉賞条例の制定について	14
第 127 号議案	当せん金付証票の発売について	15
第 128 号議案	養護老人ホームとよおか管理組合の解散について	16
第 129 号議案	～ 第 143 号議案 指定管理者の指定の概要	17
第 129 号議案	指定管理者の指定について (浜松市防災学習センター)	18
第 130 号議案	指定管理者の指定について (浜松市市民協働センター)	23
第 131 号議案	指定管理者の指定について (アクトシティ浜松、浜松市楽器博物館)	28
第 132 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜庭球場ほか2施設)	32
第 133 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜壬生ホール)	37
第 134 号議案	指定管理者の指定について (浜松市春野福祉センター)	41
第 135 号議案	指定管理者の指定について (浜松市根洗学園)	45
第 136 号議案	指定管理者の指定について (浜松市新川モール)	49
第 137 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園(白羽地区、中田島中地区、江之島地区))	53

第 138 号議案	指定管理者の指定について (雄踏総合公園、浜松市舞阪表浜公園)	57
第 139 号議案	指定管理者の指定について (緑化推進センター)	61
第 140 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立西図書館)	65
第 141 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立積志図書館)	69
第 142 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立浜北図書館)	74
第 143 号議案	指定管理者の指定について (浜松市秋野不矩美術館)	78

浜松市個人情報保護条例の一部改正について

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び統計法（平成 19 年法律第 53 号）の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 第 1 条関係

条例第 37 条中、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改めるものです。

2 第 2 条関係

条例第 3 条第 1 項第 1 号中、「第 52 条第 1 項に規定する」を「第 52 条各号（第 2 号を除く。）に掲げる」に改めるものです。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行するものです。

2 第 2 条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行するものです。

浜松市税条例の一部改正について

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、浜松市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内における固定資産税の特例措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 改正内容

浜松市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた事業に係る設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地について令和 3 年 4 月 1 日以降に取得したものに限り、新たに課することになった年度から 3 年度分に限り固定資産税を課さないこととするものです。

項目	適用対象
産業振興促進区域	春野、佐久間、水窪、龍山地域
振興すべき業種	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）

2 適用

令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び変更認定の申請に係る手数料区分及び手数料額の見直しを行うとともに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可の申請手数料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 別表中、土木・建築の項において、長期優良住宅建築等認定及び変更認定の申請区分を見直し、手数料の金額を改めるものです。

(1) 手数料区分

区分所有の共同住宅について、区分所有者に対する 1 戸ごとの認定から管理組合に対する 1 棟ごとの認定に変更になることから、「1 戸当たり」から「1 棟当たり」に手数料区分を変更するとともに、料金を改定するものです。

(2) 添付する書類

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準（以下「長期使用構造等」という。）に適合することを証する書類について、住宅性能評価書に長期使用構造等の確認結果を記載することが可能になったことから、手数料区分のうち「長期使用構造等に適合していることを証する書面を添付する場合」及び「住宅性能評価書を添付する場合」を統合し、「長期使用構造等に適合していることを確認することができる書面を添付する場合」に変更するとともに、料金を改定するものです。

①新築

改正前	改正後
ア 長期使用構造等に適合していることを証する書面を添付する場合	ア 長期使用構造等に適合していることを確認することができる書面を添付する場合
イ 住宅性能評価書を添付する場合	
ウ ア及びイ以外の場合	イ ア以外の場合

②増築または改築

改正前	改正後
ア 長期使用構造等に適合していることを証する書面を添付する場合	ア 長期使用構造等に適合していることを確認することができる書面を添付する場合
イ ア以外の場合	イ ア以外の場合

※長期使用構造等

劣化対策、耐震性、可変性、維持管理・更新の容易性、高齢者対策（共同住宅のみ）、省エネルギー対策の6項目の基準が定められています。

- 2 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可制度が創設されたため、その許可に係る申請手数料を定めるものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行するものです。
- 2 改正後の別表土木・建築の項第76号、第77号、第79号及び第80号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。
- 3 前項の規定にかかわらず、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における長期優良住宅建築等計画（同条第3項の規定の適用を受けるものを除く。）に関する長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

浜松市福祉交流センター条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市福祉交流センターについて、大規模改修工事を行い、機能性及び利便性が向上した利用環境を提供することに伴い、施設について所要の整備を行うほか、駐車場の利用料金を見直すため、条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 ホール

楽屋に個室トイレや手洗いカウンター等を整備し、新たに利用料金を設定するとともに、ホールの利用料金を改定するものです。

(単位:円)

区分		時間	午前		午後		夜間	
			午前9時から 午前12時まで		午後1時から 午後4時30分まで		午後5時30分から 午後9時30分まで	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
ホール (楽屋なし)	平日	福祉関係団体	7,640	8,400	17,540	19,290	20,840	22,920
		その他	12,040	13,240	22,000	24,200	27,500	30,250
	土日祝	福祉関係団体	13,140	14,450	20,840	22,920	23,040	25,340
		その他	16,500	18,150	27,500	30,250	29,640	32,600
ホール (楽屋1室 あり)	平日	福祉関係団体	—	8,690	—	19,630	—	23,310
		その他	—	13,830	—	24,890	—	31,030
	土日祝	福祉関係団体	—	14,740	—	23,260	—	25,730
		その他	—	18,740	—	30,940	—	33,380
ホール (楽屋2室 あり)	平日	福祉関係団体	—	8,980	—	19,970	—	23,700
		その他	—	14,420	—	25,580	—	31,810
	土日祝	福祉関係団体	—	15,030	—	23,600	—	26,120
		その他	—	19,330	—	31,630	—	34,160
ホール (楽屋3室 あり)	平日	福祉関係団体	—	9,270	—	20,310	—	24,090
		その他	—	15,010	—	26,270	—	32,590
	土日祝	福祉関係団体	—	15,320	—	23,940	—	26,510
		その他	—	19,920	—	32,320	—	34,940

2 会議室等

展示設備を備えたギャラリーや、スタジオ機能を持つ多目的室等を設置するなど、全面的にレイアウトを変更し、利用料金を改定するものです。

(単位：円)

区分		時間	午前9時から 午後6時まで 1時間につき		午後6時から 午後9時まで 1時間につき		午後9時から 午後9時30分 まで	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
大会議室	大会議室	福祉関係団体	1,550	1,700	1,830	1,700	910	850
		その他	3,100	3,410	3,660	3,410	1,830	1,700
21会議室	(廃止)	福祉関係団体	600	—	730	—	360	—
		その他	1,210	—	1,460	—	730	—
22会議室	(廃止)	福祉関係団体	600	—	730	—	360	—
		その他	1,210	—	1,460	—	730	—
31会議室	(廃止)	福祉関係団体	250	—	360	—	180	—
		その他	500	—	730	—	360	—
32会議室	特別会議室	福祉関係団体	1,080	1,190	1,260	1,190	630	590
		その他	2,170	2,380	2,530	2,380	1,260	1,190
33会議室	(廃止)	福祉関係団体	240	—	240	—	120	—
		その他	480	—	480	—	240	—
41会議室	45ギャラ リー	福祉関係団体	350	390	410	390	200	190
		その他	710	780	830	780	410	390
43会議室	41ギャラ リー	福祉関係団体	530	580	530	580	260	290
		その他	1,060	1,160	1,060	1,160	530	580
(新設)	43ギャラ リー	福祉関係団体	—	580	—	580	—	290
		その他	—	1,160	—	1,160	—	580
(新設)	44ギャラ リー	福祉関係団体	—	390	—	390	—	190
		その他	—	780	—	780	—	390
第1講習室	第1講習室	福祉関係団体	180	200	180	200	90	90
		その他	370	400	370	400	180	190
第2講習室	第2講習室	福祉関係団体	180	200	180	200	90	90
		その他	370	400	370	400	180	190
第3講習室	第3講習室	福祉関係団体	180	200	180	200	90	90
		その他	370	400	370	400	180	190

区分		時間	午前9時から 午後6時まで 1時間につき		午後6時から 午後9時まで 1時間につき		午後9時から 午後9時30分 まで	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
第4講習室	第4講習室	福祉関係団体	180	200	180	200	90	90
		その他	370	400	370	400	180	190
料理教室	(廃止)	福祉関係団体	820	—	820	—	410	—
		その他	1,650	—	1,650	—	820	—
大広間和室	小ホール 舞台付き	福祉関係団体	730	800	730	800	360	400
		その他	1,460	1,600	1,460	1,600	730	800
大広間洋室	小ホール 舞台なし	福祉関係団体	630	690	780	690	390	340
		その他	1,270	1,390	1,570	1,390	780	690
交歓の広場	交歓の広場	—	1,290	1,410	3,010	1,410	1,500	700
第1練習室	第1スタジオ	福祉関係団体	550	610	550	610	270	300
		その他	1,110	1,220	1,110	1,220	550	600
第2練習室	第2スタジオ	福祉関係団体	550	610	550	610	270	300
		その他	1,110	1,220	1,110	1,220	550	600
第3練習室	第3スタジオ	福祉関係団体	550	610	550	610	270	300
		その他	1,110	1,220	1,110	1,220	550	600
(新設)	51多目的室	福祉関係団体	—	300	—	300	—	150
		その他	—	610	—	610	—	300
(新設)	52多目的室	福祉関係団体	—	610	—	610	—	300
		その他	—	1,220	—	1,220	—	600
(新設)	53多目的室	福祉関係団体	—	610	—	610	—	300
		その他	—	1,220	—	1,220	—	600

※スタジオまたは多目的室の個人利用は、1人1回につき220円とする。

- 3 駐車場利用料金について、1回200円の定額制から1時間200円の従量制に変更するものです。

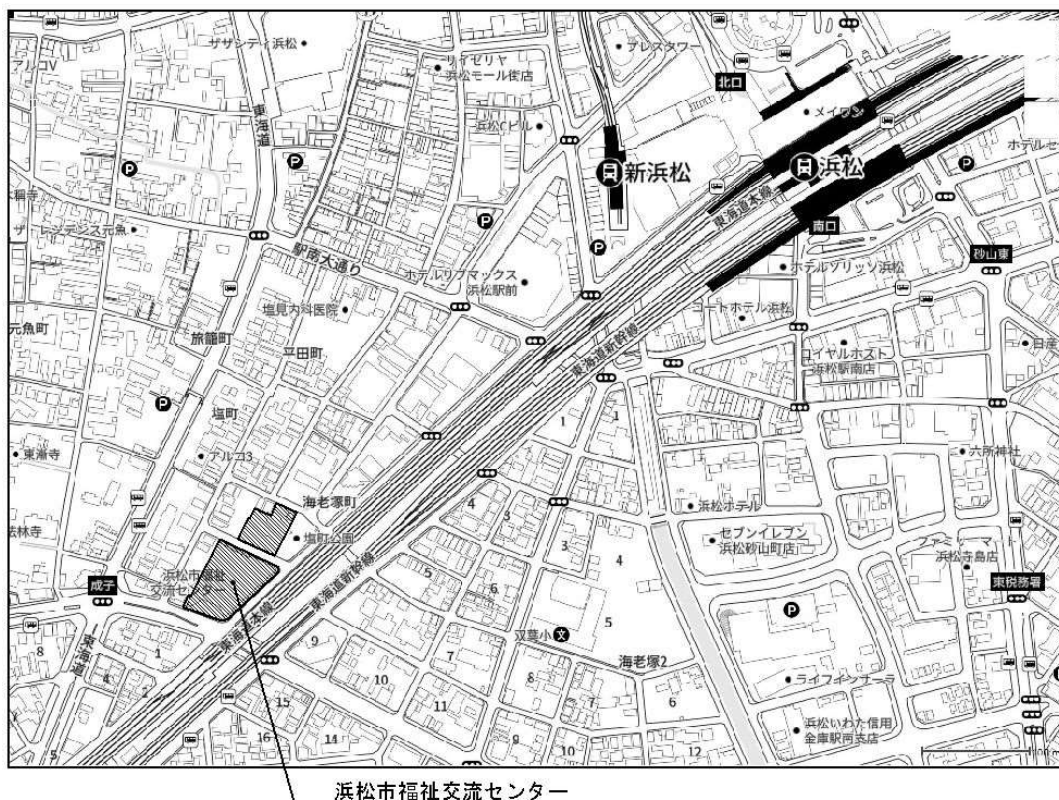
(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行するものです。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市福祉交流センター条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による利用の許可及び新条例第8条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものです。
- 3 この条例の公布の際現に改正前の浜松市福祉交流センター条例（以下「旧条例」という。）別表の1に規定するホールの利用の許可を受けている者は、新条例別表の1に規定するホール（楽屋3室あり）の利用の許可を受けている者とみなすものです。この場合において、当該利用の許可に係る利用料金の額については、新条例別表の1の規定にかかわらず、当該旧条例別表の1に規定するホールの利用の許可に係る利用料金の額とするものです。

(位置図)

名 称：浜松市福祉交流センター

所在地：浜松市中区成子町140番地の8



浜松市総合産業展示館条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市総合産業展示館について、商談室の廃止及び控室の追加を行うことに伴い、利用料金を設定するほか所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

商談室を廃止するとともに控室を増設するため、料金設定及び見直し並びに名称変更を行うものです。

利用区分		利用時間		利用料金(円)			
				午前 9 時から午後 5 時		午後 5 時から午後 9 時	
改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
第 1 号控室	<u>1A 控室</u>	2,980	2,980	1,780	1,780		
(新設)	<u>1B 控室</u>	—	<u>1,620</u>	—	<u>960</u>		
第 2 号控室	<u>2A 控室</u>	2,980	2,980	1,780	1,780		
(新設)	<u>2B 控室</u>	—	<u>3,340</u>	—	<u>1,980</u>		
商談室	(廃止)	<u>7,330</u>	—	<u>4,760</u>	—		
(新設)	<u>2C 控室</u>	—	<u>5,110</u>	—	<u>3,030</u>		

※下線部分が改正箇所

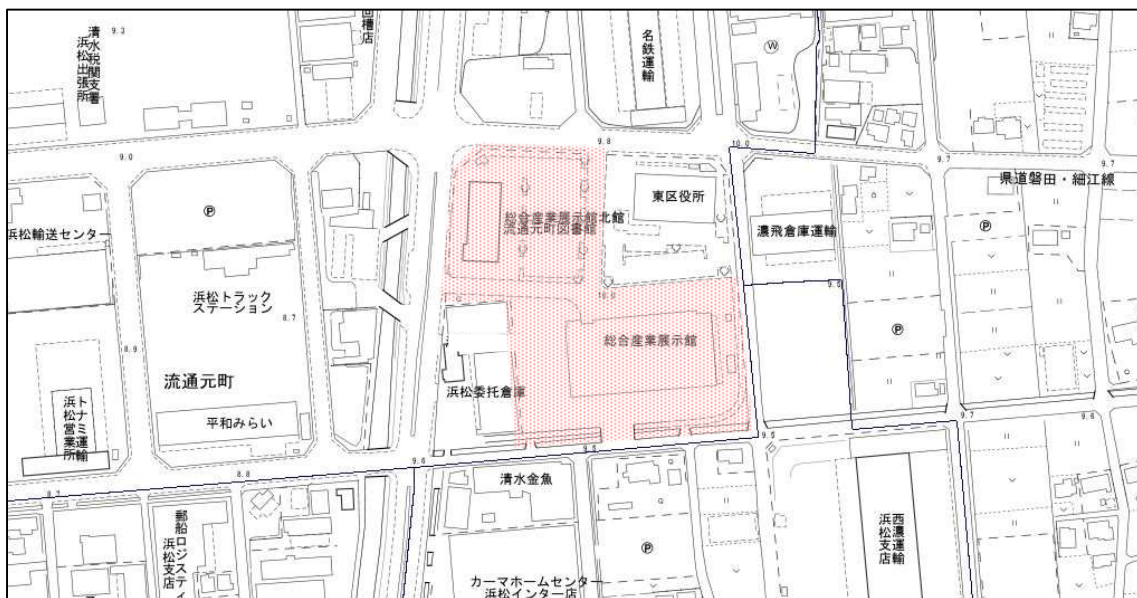
(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表の 2 に規定する商談室、第 1 号控室又は第 2 号控室の利用の許可を受けている者は、それぞれ改正後の別表の 2 に規定する 2 C 控室、1 A 控室又は 2 A 控室の利用の許可を受けている者とみなすものです。

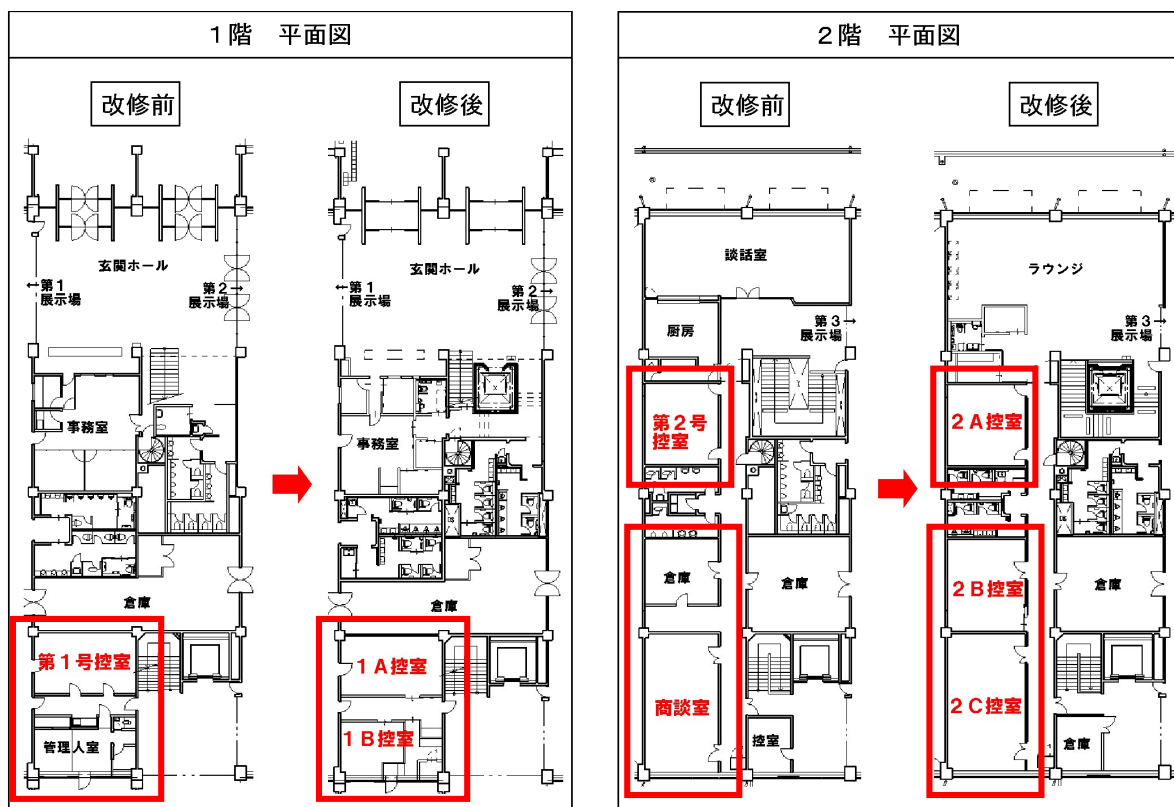
(位置図)

名 称：浜松市総合産業展示館

所在地：浜松市東区流通元町20番2号



(改修図面)



浜松市水防団条例及び浜松市消防団に関する条例の一部改正について

(提案理由)

消防団員及び水防団員の処遇改善に向けて、消防団員及び水防団員が災害出動及び訓練に勤務したときの支給額を見直すほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 支給額の見直し

消防庁からの通知（令和3年4月13日付け）を踏まえ、消防団員が災害出動したときの支給額を活動時間に応じた額へ改正するものです。また、訓練に勤務したときの支給額を標準的な勤務時間及び時間単価を勘案し、改正するものです。

災害時において消防団員と同様の活動を行う水防団員の支給額についても、併せて改正するものです。

(1) 災害出動

改正前	改正後		
1 回につき 3,000 円 4 時間ごとに 1 回の勤務があったものとみなす。	1 日につき	4時間以下	4,000円
		4時間を超えて7時間45分まで	8,000円
		7時間45分を超えて15時間30分まで	16,000円
		15時間30分超	24,000円

(2) 訓練

改正前	改正後
1 回につき 2,000 円	1 回につき 3,000 円

2 費用弁償の変更

災害出動及び訓練に勤務したときの支給する費用を、費用弁償から報酬に変更するものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市水防団条例の規定は、令和4年4月1日以後の勤務（同日前から引き続き勤務を除く。）に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前の勤務及び同日以後の勤務（同日前から引き続き勤務に限る。）に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例によるものです。
- 3 改正後の浜松市消防団に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後の勤務（同日前から引き続き勤務を除く。）に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前の勤務及び同日以後の勤務（同日前から引き続き勤務に限る。）に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例によるものです。

浜松市市民栄誉賞条例の制定について

(提案理由)

市民又は市に縁故の深い者で、市民に希望を与えることに顕著な功績があったものに対し、浜松市市民栄誉賞（以下「栄誉賞」という。）を授与することについて必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(制定内容)

1 栄誉賞の対象（第2条）

市民または市に縁故の深い者のうち、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、学術、文化または芸術の分野において顕著な功績があった者及び特に栄誉賞の授与に値すると市長が認める者を対象とするものです。

2 授与の方法（第3条）

授与は、栄誉賞に相当する顕著な業績が認められた際に随時行うこととし、表彰状及び記念品を添えて行うものです。

3 公表（第4条）

栄誉賞の授与に当たり、受賞者の氏名及び受賞に至った功績を公表するものです。

4 委任（第5条）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定めるものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 127 号議案の説明資料)

財政課

当せん金付証券の発売について

(提案理由)

当せん金付証券（宝くじ）の発売に関し、当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 4 年度の発売限度額について議決を求めるものです。

(内容)

令和 4 年度当せん金付証券発売の限度額 68 億円（令和 3 年度と同額）

限度額を上回る発売はできないため、発売見込額約 56 億円に売上増加対応分として約 12 億円を加えた 68 億円を限度額とするものです。

令和 4 年度の発売見込が限度額を上回る見込となった場合には、新たに限度額の議決が必要となります。

(第 128 号議案の説明資料)

高齢者福祉課

養護老人ホームとよおか管理組合の解散について

(提案理由)

養護老人ホームとよおか管理組合を構成する磐田市、浜松市及び森町の協議により、令和 3 年 3 月 31 日をもって施設が閉所されたことに伴い、組合運営の必要性がなくなったため、令和 4 年 3 月 31 日をもって同組合を解散することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

指定管理者の指定の概要

議案 番号	施設名称	新規 更新	募集 区分	利用 料金 制	指定 の 期間	指定管理者	
							前回の状況 (公募単位別)
129	浜松市防災学習センター	更新	公募	○	5年	遠鉄アシスト・ぴっぴ 共同事業体	遠鉄アシスト・ぴっぴ 共同事業体
130	浜松市市民協働センター	更新	公募	○	5年	浜松市民協働サポート グループ	浜松市民協働サポート グループ
131	アクトシティ浜松	更新	非公募	○	3年	公益財団法人浜松市文 化振興財団	公益財団法人浜松市文 化振興財団
	浜松市楽器博物館	更新					
132	浜松市天竜庭球場	更新	公募	○	2年	公益財団法人浜松市ス ポーツ協会グループ	公益財団法人浜松市ス ポーツ協会グループ
	浜松市天竜武道館	更新					
	船明ダム運動公園	更新					
133	浜松市天竜壬生ホール	更新	公募	○	5年	公益財団法人浜松市文 化振興財団	公益財団法人浜松市文 化振興財団
134	浜松市春野福祉センター	更新	公募	○	5年	中部ビル保善株式会社	中部ビル保善株式会社
135	浜松市根洗学園	更新	公募	○	5年	社会福祉法人ひかりの 園	社会福祉法人ひかりの 園
136	浜松市新川モール	新規	公募	○	3年	株式会社HACK	-
137	遠州灘海浜公園 (中田島中地区)	更新	公募	○	1年	一般財団法人浜松公園 緑地協会	浜松公園緑地協会・三 幸共同事業体
	遠州灘海浜公園 (白羽地区)	更新					
	遠州灘海浜公園 (江之島地区)	更新					
138	雄踏総合公園	更新	公募	○	5年	中部ビル保善株式会社	ビル保善グループ
	浜松市舞阪表浜公園	更新					
139	緑化推進センター	更新	公募	×	5年	一般財団法人浜松公園 緑地協会	浜松公園緑地協会・浜 松市花みどり振興財団 共同事業体
140	浜松市立西図書館	更新	公募	×	3年	株式会社図書館流通セ ンター	株式会社図書館流通セ ンター
141	浜松市立積志図書館	更新	公募	×	4年	ヴィアックス・東海ビ ル管理共同事業体	ヴィアックス・東海ビ ル管理共同事業体
142	浜松市立浜北図書館	更新	公募	×	4年	遠鉄アシスト株式会社	遠鉄アシスト株式会社
143	浜松市秋野不矩美術館	新規	公募	○	3年	公益財団法人浜松市文 化振興財団	-

指定管理者の指定について（浜松市防災学習センター）

(提案理由)

浜松市防災学習センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区山下町 192 番地

名 称：浜松市防災学習センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中区鍛冶町 319 番地の 28

名 称：遠鉄アシスト・ぴっぴ共同事業体

(代表者) 浜松市中区鍛冶町 319 番地の 28

遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 河野 延之

(構成員) 浜松市中区富塚町 1406 番地の 10

特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークぴっぴ

理事長 原田 博子

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

指定管理者がグループ編成をすることで、指定管理事業の管理・運営経験と、防災啓発事業の実績や全国的なネットワークを活かした本施設の管理運営を行い、多くの市民に防災に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的とする。

(2) 概要

代表者	遠鉄アシスト株式会社 ・設立：平成11年7月21日 ・資本金：4,000万円 ・設立目的：下記の事業を営むことを目的とする。 ・事業内容：①自動車の運転並びに保守管理 ②自動車による旅客及び貨物輸送事業 ③建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負 ④損害保険代理店業 ほか
構成員	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークぴっぴ ・設立：平成18年4月4日 ・設立目的：浜松市及び周辺地域の人々に対する子育て支援を目的に、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交流を支援し、地域社会における市民活動団体・行政・企業・学校等が連携するための環境を作り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。 ・事業内容：①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④環境の保全を図る活動 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 ・遠鉄アシスト・びっぴ共同事業体（候補者） ・株式会社ヤタロー（次点者）
(3) 選定会議	危機管理監指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：小松 靖弘 浜松市危機管理監 副委員長：山本 卓司 浜松市危機管理監代理 委員：藤田 雅光 浜松市危機管理課課長補佐 委員：鈴木 和彦（第三者委員＝浜松市社会福祉事業団事務局長） 委員：児玉 一記（第三者委員＝元浜松市教育長） 委員：伊藤 篤史（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和3年8月24日（火） 午後1時30分～午後4時15分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年8月24日（火）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・理想とする施設の目的が明確に提示されていた。子どもや学生に焦点を当てて、防災を自分事として捉えさせ育てる、という目的に沿って具体的な提案内容が示されている。 ・昨年度末までの2年4カ月間の運営経験を基に PDCA サイクルの重要性を踏まえ、現状の改善方針も考慮されている。また、多様性にも注目し、障がい者や外国人といった要配慮者への視点も含まれていたことが評価できる。 ・他団体との連携についても、民間企業やNPOなどとの連携も積極的に展開していくことが期待できる。 ・その他の項目についても、安定して運営できる職員体制や施設維持体制が整っており、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	遠鉄アシスト・ぴっぴ共同事業体	株式会社ヤタロー
提案概要	<p>①コンソーシアムとしてのネットワークを活かし、行政と地域コミュニティの架け橋となる役目を果たす。</p> <p>②「知る・感じる・つながる」を基に、将来の防災を担う小中学生や女性リーダーを育成し、地域としての防災力を強める。</p> <p>③公の施設として、全ての人に学習する機会を提供すべく、様々な年齢、立場の利用者への取り込みも積極的に実施する。</p>	<p>①次世代の担い手である小中学生に焦点を当てて、「防災ノート」を基にした継続的な防災学習と、本施設の来館を働きかける。</p> <p>②他施設の運営実績を活かし、幅広い分野の協力先を確保した。また職員の人材等を活用し、多方面への広報手段を確立し施設の普及に努める。</p> <p>③新規に独自で行う出前講座の導入を考案し、幅広い年齢層への防災知識の啓発を推進する。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 43,500,000円</p> <p>(令和5年度) 43,500,000円</p> <p>(令和6年度) 43,500,000円</p> <p>(令和7年度) 43,500,000円</p> <p>(令和8年度) 43,500,000円</p> <p>合計 217,500,000円</p>	<p>(令和4年度) 43,732,000円</p> <p>(令和5年度) 43,732,000円</p> <p>(令和6年度) 43,732,000円</p> <p>(令和7年度) 43,732,000円</p> <p>(令和8年度) 43,732,000円</p> <p>合計 218,660,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> これまでの実績を踏まえ長期的な目線での防災意識向上に取り組む内容となっている。 モニタリングの結果を現場に反映するPDCAサイクルの内容が具体的で効果が見込まれる。 他団体との連携では、民間企業やNPOなどとの連携がうかがえ、新たな事業展開が期待できる。 「受援力」に着目したことは評価できる。また、利用者の多様性も考慮し、社会の流れに即した提案内容となっていた。 一方的に教えるだけでなく、気付かせることにも重点を置いた学習システムであることが評価できる。 共同事業体において、役割と責任の所在が明確に提案されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 浜松市が推進している「防災ノート」の活用を軸に、教育現場・家庭・本施設の連携を深めるとともに、来館者数の増加に努める姿勢が評価できた。しかし、教育現場のカリキュラム組みや遠方の学校の負担を考慮すると、実現性が低い部分があった。 子育て世代、障がい者、外国人など、要配慮者の利用に関しては具体的な情報が少なく、疑問が残る結果となった。 新たに売店を設置する事業は、防災グッズをより身近に感じられる取り組みとして評価できる。 職員配置も熟考されており、教育関連の資格所有者が多い。学習施設としての本施設の価値や、来場者への知識の普及への熱意が感じられた。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点	
応募者（評価対象者）		遠鉄アシスト・びっぴ 共同事業体	株式会社 ヤタロー
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 6.0 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.4	3.4
(2) 施設への効用が発揮されるものであること	6	5.1	4.8
小 計	10	8.5	8.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 31.2 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	8	6.4	5.8
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置 （責任性・実行性）	8	5.8	5.8
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	5	3.9	3.8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	5	4.0	3.8
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	16	12.8	11.6
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.5	3.5
(7) 平等利用（平等性）	5	3.5	3.3
小 計	52	39.9	37.6
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.0 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	4.1	4.0
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.3	4.0
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	4.0	3.8
小 計	15	12.4	11.8
4 活動拠点に関する項目			
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0	3.0
小 計	3	3.0	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合計点 6.0 点以上）			
収支計画の妥当性	10	7.5	7.0
小 計	10	7.5	7.0
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0.3	0.0
小 計	10	0.3	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.7	-
合 計	100	73.3	67.6

指定管理者の指定について（浜松市市民協働センター）

(提案理由)

浜松市市民協働センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区中央一丁目 13 番 3 号

名 称：浜松市市民協働センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中区常盤町 133 番地の 13

名 称：浜松市民協働サポートグループ

（代表者）浜松市中区常盤町 133 番地の 13

株式会社東海まちづくり研究所 代表取締役 山内 秀彦

（構成員）浜松市中区東伊場一丁目 25 番 14-3 号

スカイレジデンスⅡ 202

認定 NPO 法人魅惑的倶楽部 理事長 鈴木 恵子

（構成員）浜松市東区和田町 708 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

まちづくりのコーディネート業務を実践してきた代表企業と、多くの市民活動団体との連携や支援を行ってきた団体及び施設の総合管理企業とが共同事業体を構成し、それぞれの培ってきたノウハウや多彩な人的ネットワーク等を結集することで、市民協働推進の拠点としての施設の効用を發揮するため。

(2) 概要

代表者	<p><u>株式会社東海まちづくり研究所</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和61年9月25日・ 資 本 金：2,200万円・ 設立目的： 次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容： ①都市計画、ふる里まちづくり等の基盤整備に関する調査、研究の受託②土地区画整理、都市再開発、商店街の改造計画、住宅、工場団地等プロジェクトの計画、設計、事業化の受託及び提案③まちづくり活動及び地域活性化事業に係るコーディネート業務の受託及び提案 ほか
構成員	<p><u>認定NPO法人魅惑的倶楽部</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成14年11月13日・ 設立目的： 様々な社会問題に対応するため、自然と人間、農山村部などと都市部、障害のある人とない人、長寿者を含む異年齢などの交流活動を行いながら、それによって得た情報や知識を効果的に啓発及び教育していくために、音楽や演劇などを総合したエンターテイメントを手法とし、保健・環境・福祉・子どもの健全育成の視点からまちづくりの推進を図る。・ 事業内容： ①障害のある人、長寿者、マイノリティ等社会福祉全般に関するサポート事業②中間支援事業及び市民活動、住民自治活動等の相談、支援に関する事業③青少年の健全育成に関する事業 ほか
構成員	<p><u>東海ビル管理株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和53年9月1日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的： 次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容： ①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務③エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベットのメイク管理業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・浜松市民協働サポートグループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：奥家 章夫 浜松市市民部長 副委員長：佐藤 一郎 浜松市市民生活課長 委員：新谷 直幸 浜松市UD・男女共同参画課長 委員：増田 晴美 浜松市市民生活課 戸籍・住基担当課長 委員：勝山 邦子（第三者委員＝会社経営者） 委員：大渡 三千子（第三者委員＝市民団体役員） 委員：野中 正子（第三者委員＝市民団体役員） 委員：神村 秀和（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和3年9月6日（月） 午後1時15分～午後3時</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年9月6日（月）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働を推進するための拠点施設としての性格や設置目的を十分に理解しており、提案が市の施策に沿ったものであった。 ・これまでの経験や実績を活かした提案に加え、市民活動団体等の新たなニーズにも対応した提案がなされ、市民活動の活性化につながることを期待できる。 ・これらの点を評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

浜松市民協働サポートグループ													
提案概要	<p>①市民活動を支えるための中間支援機能を重視し、各種支援事業の充実を図っていく。</p> <p>②小学生からシニア世代まで幅広い世代を対象とした人材育成講座を行い、市民活動のすそ野を広げる。</p> <p>③新設されるスタジオの活用やオンラインサポート講座の実施により、市民活動団体等のオンライン手法の活用を支援していく。</p> <p>④各地区の協働センターと連携し、講座やNPO相談会を開催するほか、様々な情報ツールを活用して貸室や講座の紹介を増やし、新規利用者の増加を促進する。</p>												
提案金額	<table> <tbody> <tr> <td>(令和4年度)</td> <td>43,010,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和5年度)</td> <td>41,437,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td>41,437,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td>41,437,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td>41,437,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>208,758,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	(令和4年度)	43,010,000円	(令和5年度)	41,437,000円	(令和6年度)	41,437,000円	(令和7年度)	41,437,000円	(令和8年度)	41,437,000円	合計	<u>208,758,000円</u>
(令和4年度)	43,010,000円												
(令和5年度)	41,437,000円												
(令和6年度)	41,437,000円												
(令和7年度)	41,437,000円												
(令和8年度)	41,437,000円												
合計	<u>208,758,000円</u>												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性格や設置目的を十分に理解し、特に、市民活動のすそ野を広げるための人材育成講座や、多様な主体が協働する機会の創出など具体的な提案がされている。 現指定管理者としてこれまでの経験・実績を活かした提案となっており、今後も安定した施設運営が期待できる。 新たなニーズに対応した企画として、市民活動団体等を対象としたオンライン手法の活用支援に関する事業の提案がなされ、新規利用者の増加や市民活動の活性化につながることを期待できる。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		浜松市民協働サポートグループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	3.7
小 計	8	5.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 30.0 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	15	11.1
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	5	3.4
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	3	2.1
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	3	2.3
(5) 市民サービスの向上（独創性）	14	10.3
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.8
(7) 平等利用（平等性）	5	4.0
小 計	50	37.0
3 指定管理者に関する項目（合格点 11.4 点以上）		
(1) 団体の人的・物的・財政的能力（経営の健全性）	10	6.1
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	4	3.2
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	3.7
小 計	19	13.0
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	6.4
小 計	10	6.4
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	10	10.0
小 計	10	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点		0.9
合 計	100	76.2

指定管理者の指定について（アクトシティ浜松、浜松市楽器博物館）

(提案理由)

アクトシティ浜松及び浜松市楽器博物館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中区板屋町 1 1 1 番地の 1	アクトシティ浜松
浜松市中区中央三丁目 9 番 1 号	浜松市楽器博物館

2 指定管理者

所在地 浜松市中区板屋町 1 1 1 番地の 1

名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 伊藤 修二

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市文化振興財団

- ・設 立：平成 5 年 7 月 2 1 日
- ・基本財産：2 1 億 3, 9 7 6 万 8, 7 6 7 円
- ・設立目的：芸術及び文化（以下「芸術文化」という。）の提供、交流、創造及び発信を行うこと並びに市民・地域の芸術文化活動の支援をとおして市民文化向上及び地域社会の活性化に資することを目的とする。
- ・事業内容：①芸術文化事業の企画、運営及び提供に関すること
②芸術文化活動の支援及び交流の促進に関すること
③芸術文化の振興を担う人材の育成に関すること ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1 件 ・公益財団法人浜松市文化振興財団（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会） (1)選定会議の構成 部 会 長：中村 公彦 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：金子 哲也 浜松市市民部次長 委員：影山 元紀 浜松市創造都市・文化振興課長 委員：久米 章史 浜松市創造都市・文化振興課 生涯学習担当課長 委員：高瀬 理子 浜松市中央図書館長 委員：田中 啓（第三者委員＝静岡文化芸術大学教授） 委員：下位 桂子（第三者委員＝元社会教育委員会委員長） 委員：鈴木 真佐雄（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡 協議会副会長） 委員：河合 秀治（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和3年8月26日（木） 午後1時～午後4時15分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年8月26日（木）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者として施設の基本方針を十分理解し、これまでの豊富な経験や実績及び専門性やノウハウを活かした提案がなされている。 ・市の政策的な文化事業としての国内外に発信する事業のほか、幅広いジャンルの事業の開催や市民の文化芸術活動の推進及び支援など、文化振興の向上を図る拠点施設としての役割を理解した提案がなされている。 ・利用者ニーズを把握し改善に活かす対応方針が示されており、利用者サービスの向上を図るための提案がなされている。 <p>以上の点を評価し、公益財団法人浜松市文化振興財団を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市文化振興財団	
提案概要	<p>①アクトシティ浜松では、長年の活動で得たネットワークとノウハウを最大限に活用し、創造的な活動を支援・発展させ、国内外に発信していく。</p> <p>②浜松市楽器博物館では、誰もが楽器を通じて世界の多様な文化に親しむ機会をつくるとともに、貴重な資料を継承していく。また、地域産業や文化との連携、ICT技術の活用などにより楽器の魅力、SDGsに関わる取組などを国内外に発信していく。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 897,816,000円</p> <p>(令和5年度) 897,816,000円</p> <p>(令和6年度) 897,816,000円</p> <p>合計 <u>2,693,448,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクトシティ浜松及び浜松市楽器博物館の基本方針を理解したうえで、これまでの豊富な経験や実績及び専門性やノウハウを活かした提案内容となっている。 ・コンサートだけでなく、オペラ、演劇、歌舞伎など質の高い幅広いジャンルの舞台芸術の開催により、市民の文化的満足度を高める提案がなされている。 ・市民の文化芸術活動を支援するため、浜松アーツ&クリエイション事業との連携により、交流促進、相談、資金援助、広報支援などの伴走支援提案がなされている。 ・地元大学等と連携した地域の伝統芸能の研究や紹介、地元企業と連携した楽器展示やワークショップ、ICT技術を活用したオンラインで楽しめるバーチャルミュージアムや情報発信といった提案がなされている。 ・利用者の利便性向上のため、要望が高いインターネット通信回線環境の改善や催事開催にかかるサポート提案がなされている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団 法人浜松 市文化振 興財団
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.5
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.4
小 計	6	4.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 30.0 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	9	6.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	8	6.4
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	4	2.9
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	5.1
(5) 市民サービスの向上（独創性）	12	8.8
(6) 環境への配慮	4	2.4
(7) 障がい者への配慮（雇用・利用等）	4	2.6
(8) 平等利用（平等性）	2	1.3
小 計	50	36.3
3 指定管理者に関する項目（合格点 11.4 点以上）		
(1) 団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.9
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.1
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8	6.4
小 計	19	15.4
4 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.3
小 計	10	7.3
5 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.0
小 計	15	0.0
現指定期間の実績に基づく加点		1.2
合 計	100	65.1

(第 132 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

指定管理者の指定について（浜松市天竜庭球場ほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市天竜庭球場ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市天竜区山東 2 3 1 1 番地の 1	浜松市天竜庭球場
浜松市天竜区二俣町二俣 5 5 7 番地の 1	浜松市天竜武道館
浜松市天竜区船明 2 6 4 9 番地	船明ダム運動公園

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町 8 0 8 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ

（代表者）浜松市東区和田町 8 0 8 番地の 1

公益財団法人浜松市スポーツ協会 会長 大坪 豊生

（構成員）浜松市中区寺島町 2 0 0 番地

株式会社河合楽器製作所 代表取締役社長 河合 弘隆

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

浜松アリーナをはじめとする市内スポーツ施設の豊富な管理運営実績を有する代表団体と、スポーツ教室を展開し、スポーツ関連における企画、運営の実績を有する総合企業が共同事業体を構成し、両者の技能を活かした更なる市民スポーツの普及向上を目指すため。

(2) 概要

代表者	<u>公益財団法人浜松市スポーツ協会</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和55年3月26日・ 資 本 金：3億3,163万2,660円（令和3年3月31日現在）・ 設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を 培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の 育成に寄与することを目的とする。・ 事業内容：①体育団体の育成強化及び連絡調整に関すること ②各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること ③市スポーツ施設の管理運営に関すること ほか
構成員	<u>株式会社河合楽器製作所</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和26年5月15日・ 資 本 金：71億2,288万1,532円・ 設立目的：次の事業を営むため。・ 事業内容：①各種楽器、木工品及び金属加工品の製造並びに販売 ②体育保健施設及びレジャー施設の経営 ③音楽普及教育事業及び体育保健教育事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>天竜区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：新井 博文 浜松市天竜区長</p> <p>副委員長：芦澤 信之 浜松市天竜区副区長</p> <p>委員：谷野 聡 浜松市天竜区長寿保険課長</p> <p>委員：松下 和明（第三者委員＝NPO ほっと龍山事務局長）</p> <p>委員：小倉 啓子（第三者委員＝施設利用者代表）</p> <p>委員：古田 豊（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和3年8月30日（月） 午後1時30分～午後4時40分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年8月30日（月）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の運営実績を活かした施設管理体制となっており、利用者の利便性の向上や安定した施設運営が期待できる。 ・施設利用時におけるトラブル、災害などの緊急時において、施設近隣に在住しているスタッフが応援できる体制になっている。 ・現在の施設運営における実績と経験を踏まえ、自主事業において3施設全ての管理施設を活用したスポーツ教室等を開催し、地域との交流を図るなど地域活性化を重視した提案である。 ・以上の点を評価し、公益財団法人浜松市スポーツ協会グループを候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ	
提案概要	<p>①市内におけるスポーツ施設の運営実績と経験を活かし、安定した施設運営ができる。</p> <p>②緊急時に迅速に対応する体制の整備。</p> <p>③自主事業において3施設全ての管理施設を活用したスポーツ教室等を開催し、地域との交流の場を設ける。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 14,103,000円</p> <p>(令和5年度) 14,103,000円</p> <p>合計 <u>28,206,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の運営実績を活かした施設管理体制となっており、利用者の利便性の向上や安定した施設運営が期待できる。 ・施設利用時におけるトラブル、災害などの緊急時において、施設の近隣に在住しているスタッフが応援できる体制になっている。 ・現在の施設運営における実績と経験を踏まえ、自主事業において3施設全ての管理施設を活用したスポーツ教室等を開催し、地域との交流など地域活性化を重視した提案である。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人 浜松市スポーツ協会グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.2
小 計	8	6.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.2 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.1
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	8	5.4
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	7	4.9
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	6.2
(5) 市民サービスの向上（独創性）	8	5.8
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.5
(7) 平等利用（平等性）	5	3.6
小 計	47	33.5
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.2 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	4.4
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.4
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	7	5.6
小 計	17	14.4
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.3
小 計	10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）		
最低提案額 _____ × 配点	15	15.0
提案額 _____		
小 計	15	15.0
現指定期間の実績に基づく加減点	—	—
合 計	100	79.6

指定管理者の指定について（浜松市天竜壬生ホール）

(提案理由)

浜松市天竜壬生ホールの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市天竜区二俣町二俣 20 番地の 2

名 称：浜松市天竜壬生ホール

2 指定管理者

所在地：浜松市中区板屋町 111 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 伊藤 修二

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市文化振興財団

- ・設 立：平成 5 年 7 月 21 日
- ・基本財産：21 億 3,976 万 8,767 円
- ・設立目的：芸術及び文化（以下「芸術文化」という。）の提供、交流、創造及び発信を行うこと並びに市民・地域の芸術文化活動の支援をとおして市民文化向上及び地域社会の活性化に資することを目的とする。
- ・事業内容：①芸術文化事業の企画、運営及び提供に関すること
②芸術文化活動の支援及び交流の促進に関すること
③芸術文化の振興を担う人材の育成に関すること ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人浜松市文化振興財団（候補者） ・ハママツ クリエイティブ パートナーズ（次点者）
(3) 選定会議	天竜区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：新井 博文 浜松市天竜区長 副委員長：芦澤 信之 浜松市天竜区副区長 委員：谷野 聡 浜松市天竜区長寿保険課長 委員：松下 和明（第三者委員＝NP0ほっと龍山事務局長） 委員：小倉 啓子（第三者委員＝施設利用者代表） 委員：古田 豊（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和3年8月30日（月） 午後1時30分～午後4時40分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年8月30日（月）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者の提案内容については、施設の性格や設置目的を十分理解した上で、その目的に沿った事業計画が提案されており、施設の効用を十分に発揮でき、成果が得られるものである。 ・事業の具体的取り組みに関して、団体の特性を生かした高水準の文化振興に関する提案と地域に根ざした活動の提案がなされていた。 ・財政的健全性も高いことに加え計画期間においては無理のない安定的な収支計画を策定しており、適切な管理計画となっている。 <p>以上の点を評価し、公益財団法人浜松市文化振興財団を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市文化振興財団	ハママツ クリエイティブ パートナ ーズ
提案概要	<p>①これまでの実績に加え「地域の誇り」「未来人材の育成」に注力。</p> <p>②浜松市全域と多様な形でつながる事業連携・情報発信。</p> <p>③団体の経験とスケールメリットを活かした運営。</p> <p>④障がい者団体との連携・環境への配慮。</p> <p>⑤天竜区の文化活動の拠点として、充実した事業運営と地域文化活動の中間支援及び適正な施設管理。</p>	<p>①施設の特徴を効果的に活用、市民の生涯学習・芸術文化活動の促進、天竜5地区との連携によるにぎわい創出・芸術分野の担い手育成。</p> <p>②構成員それぞれの強みを生かした運営。</p> <p>③障がい者団体との連携・環境への配慮。</p> <p>④構成員のもつネットワークを駆使した人件費及び修繕費の削減。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 48,500,000円</p> <p>(令和5年度) 48,500,000円</p> <p>(令和6年度) 48,500,000円</p> <p>(令和7年度) 48,500,000円</p> <p>(令和8年度) 48,500,000円</p> <p>合計 <u>242,500,000円</u></p>	<p>(令和4年度) 48,000,000円</p> <p>(令和5年度) 48,000,000円</p> <p>(令和6年度) 48,000,000円</p> <p>(令和7年度) 48,000,000円</p> <p>(令和8年度) 48,000,000円</p> <p>合計 <u>240,000,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格や目的を理解し、施設の効用を積極的に発信する提案である。 ・団体の強みを生かした高い水準の文化公演等を計画している。 ・適正な人員と設備保守等、平時・有事の際の管理体制は良好である。 ・環境・障がい者・地域への配慮は適切になされている。 ・財政状況は健全であり実績も十分である。 ・計画期間内において無理のない安定的な収支及び事業計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体としてよりも個人の人的繋がりを頼りにしている傾向があり、特定の職員が欠けたときの対応に不安がある。 ・適正な人員と設備保守等、平時・有事の際の管理体制は良好である。 ・環境・障がい者・地域への配慮は適切になされている。 ・計画期間内において無理のない安定的な収支及び事業計画を策定している。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点	
応募者（評価対象者）		公益財団法人浜松市文化振興財団	ハママツクリエイティブパートナーズ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.4	3.1
(2) 施設へ効用が発揮されるものであること	4	3.1	3.0
小 計	8	6.5	6.1
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.2 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	8	6.8	6.2
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	7	5.3	5.1
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	5	3.8	3.8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.7	4.5
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	10	8.3	8.3
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	6	4.1	4.1
(7) 平等利用（平等性）	5	3.4	3.3
小 計	47	36.4	35.3
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	6	5.3	3.8
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.0	3.8
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	7	5.3	5.4
小 計	18	14.6	13.0
4 活動拠点に関する項目			
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0	3.0
小 計	3	3.0	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）			
収支計画の妥当性	10	7.5	7.5
小 計	10	7.5	7.5
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	14	13.9	14.0
小 計	14	13.9	14.0
現指定期間の実績に基づく加減点	—	3.5	—
合 計	100	85.4	78.9

指定管理者の指定について（浜松市春野福祉センター）

(提案理由)

浜松市春野福祉センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市天竜区春野町宮川 1 3 3 0 番地

名 称：浜松市春野福祉センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中区常盤町 1 3 2 番地の 1 8

名 称：中部ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

中部ビル保善株式会社

・設 立：昭和 47 年 5 月 1 日

・資 本 金：1, 200 万円

・設立目的：下記の事業を営むことを目的とする。

・事業内容：①不動産管理業

②建築物並びに附帯施設の維持管理

③地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営

ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ 中部ビル保善株式会社（候補者）
(3) 選定会議	<p>天竜区指定管理者選定会議</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>委員 長：新井 博文 浜松市天竜区長</p> <p>副委員長：芦澤 信之 浜松市天竜区副区長</p> <p>委員：谷野 聡 浜松市天竜区長寿保険課長</p> <p>委員：松下 和明（第三者委員＝NPOほっと龍山事務局長）</p> <p>委員：小倉 啓子（第三者委員＝施設利用者代表）</p> <p>委員：古田 豊（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和3年8月30日（月） 午後1時30分～午後4時40分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年8月30日（月）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者は、現指定管理者として実績を積むほか、近隣市町の類似施設4施設や県内外のその他施設27施設（市内14施設）の指定管理者として実績がある。 ・ 申請内容とヒアリング等を基に評価を行った結果、合格点100点中61.6点で各評価項目は共に合格点（6割以上）に達した。 ・ 安定した事業計画とスケジュール、独創性、持続性、創意工夫等をもった自主事業の実施、健全な財務状況に基づいた継続性と、施設の設置目的を理解した効率的な管理運営が実現し適任であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

中部ビル保善株式会社													
提案概要	<p>①施設の設置目的を理解し、独創的かつ多彩で高品質なサービスの提供により地域の方々に愛される施設を目指す。</p> <p>②当該施設の指定管理者としての実績を基にした安全性のある事業計画、市内外の類似施設やその他公共施設の指定管理の実績を活かしたPDCAサイクルによるスパイラルアップにより、5年間で61,000人の利用者数達成を実現目標とする。</p> <p>③利用者の安全確保を目的に、既設の緊急地震速報システムを活用した減災対策や更なる新型コロナウイルス感染症対策を実施。</p> <p>④市民サービスの向上と利用者増を目的として、生活の質をテーマに変わり湯や季節イベントの実施、健康食づくり事業等を実施する。また、自主事業を年間5回以上実施する。</p>												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和4年度)</td> <td>13,005,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和5年度)</td> <td>12,978,900円</td> </tr> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td>13,041,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td>13,027,200円</td> </tr> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td>12,978,600円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,030,700円</td> </tr> </table>	(令和4年度)	13,005,000円	(令和5年度)	12,978,900円	(令和6年度)	13,041,000円	(令和7年度)	13,027,200円	(令和8年度)	12,978,600円	合計	65,030,700円
(令和4年度)	13,005,000円												
(令和5年度)	12,978,900円												
(令和6年度)	13,041,000円												
(令和7年度)	13,027,200円												
(令和8年度)	12,978,600円												
合計	65,030,700円												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的や理念を適切に理解している。 ・今までの指定管理実績を活かし、確実に効率的な管理運営の実践と財政負担の軽減を図ることが期待できる。 ・減災対策に加え事故や緊急時、災害時の危機管理体制が十分に整備されている。 ・独創性、持続性、創意工夫等をもった自主事業の実施により市民サービスの向上と利用者増が期待できる。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		中部ビル 保善株式 会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.1
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.0
小計	8	6.1
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 23.4 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	3.6
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	7	5.3
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	7	5.4
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	5	4.0
(5) 市民サービスの向上（独創性）	5	3.4
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.6
(7) 平等利用（平等性）	5	3.4
小計	39	28.7
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.0 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	6	5.3
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	6	5.0
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	3	2.3
小計	15	12.6
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	8.0
小計	10	8.0
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	25	1.7
小計	25	1.7
現指定期間の実績に基づく加減点	-	1.5
合計	100	61.6

指定管理者の指定について（浜松市根洗学園）

(提案理由)

浜松市根洗学園の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市北区根洗町 6 6 7 番地の 1

名 称：浜松市根洗学園

2 指定管理者

所在地：浜松市北区根洗町 6 8 1 番地の 5

名 称：社会福祉法人ひかりの園 理事長 川島 順三

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人ひかりの園

- ・設 立：昭和 47 年 10 月 13 日
- ・基本財産：30 億 3,020 万 878 円
- ・設立目的：多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
- ・事業内容：①障害者支援施設の経営
②障害福祉サービス事業の経営
③障害児相談支援事業の経営
④地域子育て支援拠点事業の経営
⑤障害児通所支援事業の経営 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・社会福祉法人ひかりの園（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員 長：山下 昭一 浜松市健康福祉部長 副委員長：渡辺 貴史 浜松市健康福祉部次長 委員：恒川 浩章 浜松市高齢者福祉課長 委員：久保田 尚宏 浜松市障害保健福祉課長 委員：谷 哲夫（第三者委員＝聖隷クリストファー大学教授） 委員：松井 章子（第三者委員＝浜松市浜松手をつなぐ育成会副会長） 委員：幸田 享子（第三者委員＝老人クラブ連合会副会長） 委員：野村 順也（第三者委員＝税理士） (2) 審査日時 令和3年8月31日（火） 午後1時30分～午後3時 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年8月31日（火）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者は、施設の性格や設置目的を十分に理解したうえで具体的な事業内容を提案しており、評価できるものであった。 ・特に、ケースに合わせた利用者の家族支援への取り組みや職員の支援スキルの専門性を高めるための資格取得助成の取り組み、施設と地域双方の関係づくりなど積極的に取り組む姿勢が見られた点を評価した。 ・候補者は当該施設開設時から施設の管理運営業務を受託し、平成18年度からは指定管理者として管理運営に携わってきた実績があり、今後も適切な管理運営が期待できることから、社会福祉法人ひかりの園を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

社会福祉法人ひかりの園	
提案概要	<p>①障がい児の早期発見・早期療育のみならず、発達に課題のある子どもへの療育、保護者や家族を含めた子育て支援も重点的に行う。</p> <p>②地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターとして、さまざまな関係機関とのネットワークづくりに丁寧に取り組み、より専門性のある療育プログラムを実施していく。</p> <p>③多様化するニーズに的確に対応するため、常に適切な人員配置を行い健全な施設運営を目指していく。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 15,700,000円</p> <p>(令和5年度) 15,700,000円</p> <p>(令和6年度) 15,700,000円</p> <p>(令和7年度) 15,700,000円</p> <p>(令和8年度) 15,700,000円</p> <p style="text-align: right;">合計 <u>78,500,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格や設置目的を十分に理解している。 ・ケースに合わせた利用者の家族支援への取り組みや職員の支援スキルの専門性を高めるための資格取得助成の取り組み、施設と地域双方の関係づくりなど具体的な事業内容を提案しており、評価できる。 ・施設開設時から施設の管理運営業務を受託し、平成18年度からは指定管理者として管理運営に携わってきた実績があり、今後も適切な管理運営が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		社会福祉法人 ひかりの園
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 6 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.2
小 計	10	8.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 29.4 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	7	6.0
(2) 施設の運営体制・職員の配置 （責任性・実行性）	7	6.0
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	7	5.0
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	5.7
(5) 市民サービスの向上（独創性）	7	5.6
(6) 施設の設置目的に沿った情報発信（発信性）	7	5.2
(7) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	7	4.8
小 計	49	38.3
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.8
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	6	5.0
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	6	4.8
小 計	18	14.6
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6 点以上）		
収支計画の妥当性	10	8.5
小 計	10	8.5
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0
小 計	10	0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.8
合 計	100	74.7

指定管理者の指定について（浜松市新川モール）

(提案理由)

浜松市新川モールの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区田町、板屋町、鍛冶町及び旭町地内

名 称：浜松市新川モール

2 指定管理者

所在地：浜松市中区佐鳴台六丁目 8 番 30 号

名 称：株式会社HACK 代表取締役 高林 健太

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

株式会社HACK

- ・設 立：令和 3 年 7 月 16 日
- ・資 本 金：150 万円
- ・設立目的：次の事業を営むため。
- ・事業内容：①不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、保育及び運用
②官公庁受託事業
③各種イベントの企画及び運営の請負
④エリアマネジメントに関する調査、計画 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 ・株式会社HACK（候補者） ・浜松まちなかマネジメント株式会社（次点者）
(3) 選定会議	産業部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：藤野 仁 浜松市産業部長 副委員長：岩崎 英浩 浜松市産業部次長 委員：江馬 正信 浜松市産業部次長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝運営面） 委員：C（第三者委員＝経営面） (2)審査日時 令和3年9月3日（金） 午後1時30分～午後3時30分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年9月3日（金）実施
(4) 選定理由	・候補者からは、施設内の安全管理、環境整備など確認すべき点はあるものの、施設の特長や役割を理解した提案がなされた。 ・幅広い自主事業の提案があり、周辺住民や自治会、事業者等と連携し、施設を起点とした中心市街地のにぎわいの創出に寄与するものと期待できる。 ・以上の点を評価し、株式会社HACKを候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	株式会社HACK	浜松まちなかマネジメント株式会社
提案概要	<p>①利用者及び通行者が安心安全に利用または通行できる空間の管理を行う。</p> <p>②幅広い自主事業を実施し、スモールビジネスの支援をしていく。</p> <p>③ニュースの発行及び意見交換会の開催による周辺住民や自治会、事業者等への情報発信及び関係性構築を行う。</p>	<p>①新たに整備される空間の景観を損ねないための維持管理及び運営体制の整備。</p> <p>②4つの基本方針に基づき、利用者の安心安全の確保やにぎわいの創出の実現を目指す。</p> <p>③瓦版の作成及びウェビナーの開催による周辺住民や自治会、事業者等への情報共有及び関係性構築を行う。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 16,448,000円</p> <p>(令和5年度) 16,448,000円</p> <p>(令和6年度) 16,448,000円</p> <p>合計 <u>49,344,000円</u></p>	<p>(令和4年度) 16,448,000円</p> <p>(令和5年度) 16,448,000円</p> <p>(令和6年度) 16,448,000円</p> <p>合計 <u>49,344,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の安全管理、環境整備など確認すべき点はあるものの、施設運営について、施設の特性を踏まえた提案がなされた。 施設周辺の事業者等と連携した幅広い自主事業の提案があり、施設を起点とした中心市街地のにぎわい創出に寄与するものと期待できる。 ニュースの定期発行及び意見交換会を実施することで、周辺住民や事業者等の意見を施設の管理運営に反映するなど工夫がみられる。 収支計画及び指定管理料の提案について概ね妥当であると評価された。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理施設の管理運営実績に基づく施設の維持管理や運営体制について、具体的かつ実現可能な提案であり、施設利用者及び通行者が安心安全に利用できるよう、施設の定期的な清掃や警備の提案がなされている。 施設の現況を踏まえた利用、にぎわいづくりに関する提案がなされた。 瓦版及びウェビナーの定期的な作成及び開催により、顔の見える管理者として周辺住民や自治会、事業者等と良好な関係性が構築されることが期待される。 収支計画及び指定管理料の提案について概ね妥当という評価であったが、目標稼働率の低さを懸念すると評価された。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点	得点
応募者（評価対象者）		株式会社 HACK	浜松まちなかマネジメント株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解	4	2.6	2.6
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	2.6	2.5
小 計	8	5.2	5.1
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.0 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.5	3.6
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	6	3.9	4.5
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	6	3.6	3.8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	5	3.0	3.8
(5) 市民サービスの向上（独創性）	6	5.0	3.3
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.1	2.9
(7) 平等利用（平等性）	5	3.0	3.1
(8) 周辺環境に対する配慮	6	4.1	3.9
小 計	45	30.2	28.9
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.4 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	3	1.9	2.0
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	3	1.5	2.3
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8	6.4	5.4
小 計	14	9.8	9.7
4 活動拠点に関する項目			
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0	3.0
小 計	3	3.0	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）			
収支計画の妥当性	10	6.5	6.3
小 計	10	6.5	6.3
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	20	20.0	20.0
小 計	20	20.0	20.0
合 計	100	74.7	73.0

指定管理者の指定について（遠州灘海浜公園（白羽地区、中田島中地区、江之島地区））

(提案理由)

遠州灘海浜公園（白羽地区、中田島中地区、江之島地区）の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市南区白羽町 2 8 3 4 番地の 1	遠州灘海浜公園（白羽地区）
浜松市南区中田島町 1 6 7 4 番地	遠州灘海浜公園（中田島中地区）
浜松市南区江之島町 1 1 9 7 番地	遠州灘海浜公園（江之島地区）

2 指定管理者

所在地：浜松市中区上島三丁目 2 7 番 1 2 号

名称：一般財団法人浜松公園緑地協会 理事長 池谷 和宏

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般財団法人浜松公園緑地協会

- ・設立：昭和 48 年 3 月 3 1 日
- ・基本財産：1 億円
- ・設立目的：公園緑地事業等及び緑化に関する事業を通して、市民の心身の健全な発達と緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。
- ・事業内容：①公園緑地等に関する受託事業
②緑化推進に関する事業
③公園緑地等の設置及び管理に関する事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・一般財団法人浜松公園緑地協会（候補者）
(3) 選定会議	都市整備部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員 長：奥井 智之 浜松市都市整備部花みどり担当部長 副委員長：岩淵 肇 浜松市都市整備部参事 委員：大石 正希 浜松市緑政課課長補佐 委員：濱田 輝秀 浜松市公園管理事務所長 委員：徳増 幸雄（第三者委員＝大学講師） 委員：木村 智子（第三者委員＝NPO法人理事） 委員：原野 俊郎（第三者委員＝スポーツ推進員） 委員：芳野 大（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和3年9月3日（金） 午後1時30分～午後4時50分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年9月3日（金）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、新しい生活様式の一部を担うのが公園であることを念頭に、安全・安心が確保された管理運営ができる提案がされていた。 ・遠州灘海浜公園の3つのエリアの特徴を活かし、地元の企業・団体・地域住民と連携した地域貢献や自主事業等の実施により、市民サービスの向上が図られ、誰もが日常の公園を楽しめる提案がされていた。 <p>以上により、一般財団法人浜松公園緑地協会を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

一般財団法人浜松公園緑地協会	
提案概要	<p>①公園を吹きわたる海岸からの風を感じられる空間といった本公園のもつ潜在的魅力を活かし、公園を拠点に、ひと・自然・まちをつなぎ自ら発信する公園を目指す。</p> <p>②「風を感じて、のんびり&アクティブにすごす」「風を感じて、自然の生きものたちに出会う」「公園を通じて人・地域をつなぐ」「風を感じて、スポーツと健康づくり」の4つのテーマを設定し、魅力ある施設として多くの方に利用されるように取り組む。</p>
提案金額	(令和4年度) 41,214,000円
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市緑の基本計画や生物多様性はままつ戦略に沿った事業計画であり、計画の実現に向け、今まで培ってきた公園管理の運営、専門性を活かした運営体制を構築している。 ・市民サービスを向上させるため、公園の特性を活かした「人・地域をつなぐ」「スポーツと健康づくり」等の自主事業の提案がされている。 ・安定した人的基盤や財政的基盤があり、これまでの公園施設の運営実績やノウハウから、適正な運営ができると評価した。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		一般財団法人 浜松公園 緑地協会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4.0	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4.0	3.3
小 計	8.0	6.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 30.0 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	8.0	6.2
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8.0	6.2
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	8.0	6.1
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8.0	5.8
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	8.0	5.8
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5.0	3.5
(7) 平等利用（平等性）	5.0	3.3
小 計	50.0	36.9
3 指定管理者に関する項目（合格点 11.4 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	3.0	2.3
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	8.0	6.7
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8.0	6.4
小 計	19.0	15.4
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3.0	3.0
小 計	3.0	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
(1) 収入計画の妥当性	5.0	3.9
(2) 支出計画の妥当性	5.0	3.8
小 計	10.0	7.7
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額（千円）}}{\text{提案額（千円）}} \times \text{配点}$	10.0	10.0
小 計	10.0	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点		
合 計	100	79.5

指定管理者の指定について（雄踏総合公園、浜松市舞阪表浜公園）

(提案理由)

雄踏総合公園及び浜松市舞阪表浜公園の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市西区雄踏町宇布見 9 9 8 4 番地の 1	雄踏総合公園
浜松市西区舞阪町舞阪 2 6 6 8 番地の 1	浜松市舞阪表浜公園

2 指定管理者

所在地：浜松市中区常盤町 1 3 2 番地の 1 8

名 称：中部ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

中部ビル保善株式会社

- ・設 立：昭和 47 年 5 月 1 日
- ・資 本 金：1, 200 万円
- ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①不動産管理業
②建築物並びに附帯施設の維持管理
③地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営
ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 ・中部ビル保善株式会社（候補者） ・遠鉄アシスト株式会社（次点者）
(3) 選定会議	都市整備部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：奥井 智之 浜松市都市整備部花みどり担当部長 副委員長：岩淵 肇 浜松市都市整備部参事 委員：大石 正希 浜松市緑政課課長補佐 委員：濱田 輝秀 浜松市公園管理事務所長 委員：徳増 幸雄（第三者委員＝大学講師） 委員：木村 智子（第三者委員＝NPO法人理事） 委員：原野 俊郎（第三者委員＝スポーツ推進員） 委員：芳野 大（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和3年9月3日（金） 午後1時30分～午後4時50分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年9月3日（金）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者からは、現指定管理者としての実績のほか、施設における更なる活用方法が事業提案されていた。 ・市民の福祉の増進並びに体育及び生活文化の向上となる提案が具体的に示されていた。 ・堅実かつ緻密な提案がされており、類似施設の管理運営実績や物的・財政的能力があることから、安定した運営が可能である。 以上により、中部ビル保全株式会社を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	中部ビル保善株式会社	遠鉄アシスト株式会社
提案概要	<p>①本施設の設置目的を効果的・効率的に達成するとともに、地域活性化と地域の持続的な成長・発展に貢献する。</p> <p>②豊富な実績により培われたノウハウを基に、年間を通じて賑わいのある施設づくりを進める。</p> <p>③様々な能力を持った地域の高齢者等との人脈を基に、その人達を講師に招き、新たな教室やイベントを計画し、企業や団体等との連携を図るなど、高品質で持続的な事業展開する。</p>	<p>①市民が公園施設に求めていることを理解し、緑のオープンスペースを活用した地域コミュニティ事業の実施で市民が交流できる機会と賑わいを創出する。</p> <p>②本施設の活性化だけではなく、近隣施設や事業所と連携する組織を構築し、地域の活性化を図る。</p> <p>③「豊かな自然の中で、生涯スポーツと生涯学習を推進し、持続可能な社会に貢献する事業の実施」のテーマに基づき事業を推進する。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 53,823,000円 (令和5年度) 53,307,000円 (令和6年度) 53,370,000円 (令和7年度) 53,532,000円 (令和8年度) 53,496,000円 合 計 267,528,000円</p>	<p>(令和4年度) 54,588,000円 (令和5年度) 54,588,000円 (令和6年度) 54,588,000円 (令和7年度) 54,588,000円 (令和8年度) 54,588,000円 合 計 272,940,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな視点で施設を有効活用する事業が提案されている。 ・職員が多岐に亘る業務を横断的に遂行できるよう、安全性と確実性を確保する提案がされている。 ・生活環境の違う人たちや多世代の人たちの交流の場を設けるなどの提案がされている。 ・安定した人的基盤や財政的基盤を持ち、これまでの当該施設や類似施設での運営実績、今後の取り組みを踏まえると、適切な運営が期待できると評価した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然の中で、生涯スポーツと生涯学習を推進し、持続可能な社会に貢献する事業の提案されている。 ・利便性が高い施設を提供することで、リピーターを増やし、利用者の満足度の向上と利用者増加の提案されている。 ・地域利便に資するインフラ施設、観光等を利用した地域活性化に資する施設、青少年の健全に資する施設など多種多様な施設管理の実績がある。 ・近隣施設と連携を図り、地域活性化となる事業提案があり、効果的な施設運営が期待できると評価した。 <p>一方で、提案の実施に向けた具体性がやや劣る内容であった。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点	
応募者（評価対象者）		中部ビル 保善株式 会社	遠鉄アシ スト株式 会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.8点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解	4.0	3.3	3.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4.0	3.1	3.3
小 計	8.0	6.4	6.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点30.0点以上）			
(1) 事業の具体的取り組み方（機能性）	8.0	6.5	6.2
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8.0	6.2	5.9
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	8.0	6.1	6.1
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8.0	6.2	6.1
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	8.0	6.2	6.5
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5.0	3.7	3.6
(7) 平等利用（平等性）	5.0	3.6	3.6
小 計	50.0	38.5	38.0
3 指定管理者に関する項目（合格点11.4点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	3.0	2.3	2.4
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	8.0	6.2	6.5
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8.0	6.1	6.1
小 計	19.0	14.6	15.0
4 活動拠点に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3.0	3.0	3.0
小 計	3.0	3.0	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点6.0点以上）			
(1) 収入計画の妥当性	5.0	4.0	3.7
(2) 支出計画の妥当性	5.0	4.1	3.8
小 計	10.0	8.1	7.5
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{最低提案額（千円）}}{\text{提案額（千円）}} \times \text{配点}$	10.0	10.0	9.8
小 計	10.0	10.0	9.8
現指定期間の実績に基づく加減点			
合 計	100.0	80.6	79.9

指定管理者の指定について（緑化推進センター）

(提案理由)

緑化推進センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市南区大塚町 1 8 7 6 番地の 1

名 称：緑化推進センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中区上島三丁目 2 7 番 1 2 号

名 称：一般財団法人浜松公園緑地協会 理事長 池谷 和宏

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般財団法人浜松公園緑地協会

・設 立：昭和 48 年 3 月 3 1 日

・基本財産：1 億円

・設立目的：公園緑地事業等及び緑化に関する事業を通して、市民の心身の健全な発達と緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

・事業内容：①公園緑地等に関する受託事業

②緑化推進に関する事業

③公園緑地等の設置及び管理に関する事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・一般財団法人浜松公園緑地協会（候補者）
(3) 選定会議	<p>都市整備部指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員 長：奥井 智之 浜松市都市整備部花みどり担当部長</p> <p>副委員長：岩淵 肇 浜松市都市整備部参事</p> <p>委員：大石 正希 浜松市緑政課課長補佐</p> <p>委員：濱田 輝秀 浜松市公園管理事務所長</p> <p>委員：徳増 幸雄（第三者委員＝大学講師）</p> <p>委員：木村 智子（第三者委員＝NPO法人理事）</p> <p>委員：原野 俊郎（第三者委員＝スポーツ推進員）</p> <p>委員：芳野 大（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和3年9月3日（金） 午後1時30分～午後4時50分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年9月3日（金）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜松市緑の基本計画」の目標である「みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ」の実現に向け、市民の意識の高揚や知識・技術の普及啓発等、具体的な提案があり、都市緑化植物園としての役割を認識している。 ・管理運営に必要な資格・経験を有している職員が配置され、緊急時に対応可能な体制が整えられている。 ・現指定管理者としての実績の他、当施設におけるみどりを追求した事業提案があり、今後も施設の利用促進が大いに期待できる。 <p>以上の点から、一般財団法人浜松公園緑地協会を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

一般財団法人浜松公園緑地協会	
提案概要	<p>①「浜松市緑の基本計画」の目標である「みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ」の実現に向けて、市民の意識の高揚や知識・技術の普及啓発を図るとともに、都市緑化植物園としての機能を充実させるための管理運営を実施する。</p> <p>②都市緑化植物園として、利用価値の高い市民サービスの提供を目指すため、市民のニーズに対応した新たな自主事業の展開を図る。</p> <p>③各種イベントを通じ、地元企業や団体と連携、協働し、地域貢献及び地域活性化に努める。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 30,853,000円</p> <p>(令和5年度) 30,853,000円</p> <p>(令和6年度) 30,853,000円</p> <p>(令和7年度) 30,853,000円</p> <p>(令和8年度) 30,853,000円</p> <p>合計 <u>154,265,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜松市緑の基本計画」の目標である「みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ」の実現に向け、市民の意識の高揚や知識・技術の普及啓発等、具体的な提案があり、都市緑化植物園としての役割を認識していることを高く評価した。 ・新たな事業として、公園利用者が園内をゆったり満喫できるよう、無料貸出ベンチサービスの実施や当センターのHP等に緑の相談に関連したQ&Aを公開する等、市民サービス向上の提案がなされている。 ・公園施設等において、地元の幼稚園・保育園などの公園利用者や愛護団体と連携した花植えの実績があり、今後の事業運営に期待がもてる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		一般財団 法人浜松 公園緑地 協会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.3
小 計	8	6.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 30 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.5
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.7
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	6	4.5
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	9	6.6
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	10	7.0
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	8	5.5
(7) 平等利用（平等性）	4	2.6
小 計	49	35.4
3 指定管理者に関する項目（合格点 11.4 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	3.9
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.2
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	10	7.6
小 計	20	15.7
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6 点以上）		
(1) 収入計画の妥当性	5	3.3
(2) 支出計画の妥当性	5	3.5
小 計	10	6.8
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額（千円）}}{\text{提案額（千円）}} \times \text{配点}$	10	10.0
小 計	10	10.0
合 計	100	77.4

指定管理者の指定について（浜松市立西図書館）

(提案理由)

浜松市立西図書館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区西伊場町 5 番 17 号

名称：浜松市立西図書館

2 指定管理者

所在地：東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

名称：株式会社図書館流通センター 代表取締役 細川 博史

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

株式会社図書館流通センター

- ・設立：昭和 54 年 12 月 20 日
- ・資本金：2 億 6,605 万円
- ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①書籍及び雑誌の販売
 - ②書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売
 - ③図書館管理運営業務の受託及び代行業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・株式会社図書館流通センター（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会） (1)選定会議の構成 部 会 長：中村 公彦 浜松市市民部文化振興担当部長 副部長：金子 哲也 浜松市市民部次長 委員：影山 元紀 浜松市創造都市・文化振興課長 委員：久米 章史 浜松市創造都市・文化振興課 生涯学習担当課長 委員：高瀬 理子 浜松市中央図書館長 委員：田中 啓（第三者委員＝静岡文化芸術大学教授） 委員：下位 桂子（第三者委員＝元社会教育委員会委員長） 委員：鈴木真佐雄（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡 協議会副会長） 委員：河合 秀治（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和3年9月3日（金） 午後1時00分～午後4時15分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年9月3日（金）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外で多くの公共図書館の管理運営実績がある図書館専門企業として、施設の特性を活かした効果的な管理運営と効率的な経費の運用が提案されている。 ・地域の特性を捉えた自主事業の提案や、管理館同士での連携事業の実施など実績に基づく提案がなされており、更なるサービスの向上が期待できる。 ・その他の項目についても、適正な管理運営が実現可能な内容であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

株式会社図書館流通センター	
提案概要	<p>①全国規模で多くの公共図書館を運営し培ったノウハウと人材ネットワークを活用し、より一層の図書館サービスの充実に貢献する。</p> <p>②「浜松市図書館ビジョン」に基づき、利用者の利便性の向上を図るとともに、地域特性を活かしたサービスを提供し、生涯学習の場としての充実を目指す。</p> <p>③周辺施設と連携し、企画展示や作品発表を行うことで交流の場を作り、利用促進に努める。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症対策への取組みを徹底し、利用者に安心・安全で快適な読書環境を提供する。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 28,000,000円</p> <p>(令和5年度) 28,000,000円</p> <p>(令和6年度) 28,000,000円</p> <p>合計 <u>84,000,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全国規模での図書館の運営実績に基づき、周辺施設との連携をはじめとした地域社会に貢献する取り組みが提案されている。 ・図書館ビジョンに基づく具体的な提案がなされている。 ・施設の性格や目的を理解した管理運営方針、業務目標を明確に定め、施設の効用が発揮される具体的な取り組みが提案されている。 ・既存の企画の継続とともに、地域特性に応じた新しい自主事業が提案されている。 ・館長の選定方法及び運営にあたっての効率的な職員配置や指揮命令系統等の管理体制について提案がなされている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			株式会社図書館 流通センター
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）			
(1)	施設の性格や目的の理解	3	2.4
(2)	提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.3
小 計		6	4.7
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.8 点以上）			
(1)	事業の具体的取組み方（機能性）	5	3.8
(2)	施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	5	3.8
(3)	適正な管理・モニタリング（規律性）	5	3.3
(4)	安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.0
(5)	市民サービスの向上（独創性）	15	11.8
(6)	環境への配慮	5	3.0
(7)	障がい者への配慮（雇用・利用等）	5	3.4
(8)	平等利用（平等性）	2	1.3
小 計		48	34.4
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）			
(1)	団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.9
(2)	施設の運営実績（団体の能力）	6	4.8
(3)	団体の地域貢献（地域の活性化）	6	4.5
小 計		18	14.2
4 活動拠点に関する項目			
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	1.7
小 計		3	1.7
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.3
小 計		10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）			
上限額 - 提案額 × 配点		15	0.2
上限額 - 下限額			
小 計		15	0.2
現指定期間の実績に基づく加減点			1.5
合 計		100	64.0

指定管理者の指定について（浜松市立積志図書館）

(提案理由)

浜松市立積志図書館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市東区積志町 1 8 1 9 番地

名 称：浜松市立積志図書館

2 指定管理者

所在地：東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号

名 称：ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体

（代表者）東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号

株式会社ヴィアックス 代表取締役 小川 巧次

（構成員）浜松市東区和田町 7 0 8 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

豊富な公共図書館の管理運営実績による充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社ヴィアックス</u> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和48年8月17日・資本金：1億7,774万2,500円・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・事業内容：①各種広告の代理業務と市場調査 ②セールスプロモーション、ダイレクト・メールの企画、制作及び販売 ③図書館管理運営業務の請負 ほか
構成員	<u>東海ビル管理株式会社</u> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和53年9月1日・資本金：1,000万円・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③指定管理事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>部 会 長：中村 公彦 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：金子 哲也 浜松市市民部次長 委員：影山 元紀 浜松市創造都市・文化振興課長 委員：久米 章史 浜松市創造都市・文化振興課 生涯学習担当課長 委員：高瀬 理子 浜松市中央図書館長 委員：田中 啓（第三者委員＝静岡文化芸術大学教授） 委員：下位 桂子（第三者委員＝元社会教育委員会委員長） 委員：鈴木真佐雄（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長） 委員：河合 秀治（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和3年9月3日（金） 午後1時00分～午後4時15分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年9月3日（金）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国での公共図書館の管理運営実績がある市外の図書館専門企業と浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験が豊富な市内の建物管理専門企業による共同事業体として、明確な責任分担による効果的な管理運営と効率的な経費の運用が提案されている。 ・ 代表企業は、管理館同士での柔軟で効率的な人員配置や相互支援など安定的な運営体制を示すほか、人材育成に向けた各種研修、内部監査等も含む個人情報保護の徹底、有事の際の危機管理体制も明確である。自主事業についても利用者の生活の充実に寄与する提案や管理館同士での連携事業の実施など浜松市内での運営経験に基づく提案がなされ、更なる施設の効用発揮、利用者サービスの向上が期待できる。 ・ 構成企業は施設の総合管理を専門とする企業であり、これまで培った指定管理者としての経験を活かした質の高い施設・設備の維持管理と併せ、地域実情にも精通していることから施設管理において効率的かつ迅速な対応が期待できる。 ・ その他の項目についても、適正な管理運営が実現可能な内容であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体	
提案概要	<p>①豊富な公共図書館の管理運営実績による充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。</p> <p>②施設の役割を十分認識し、市の推進事業や地域ニーズに沿ったサービスの向上に取り組む。</p> <p>③様々な世代が学べる多様な講座や既存指定管理館との連携事業を実施し、利用促進を図る。</p> <p>④レファレンスサービスの認知度と利便性を向上させるため、積極的な広報活動に取り組む。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 32,134,000円</p> <p>(令和5年度) 32,035,000円</p> <p>(令和6年度) 32,035,000円</p> <p>(令和7年度) 32,134,000円</p> <p>合計 <u>128,338,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の運営実績や代表企業及び構成員の市内における実績を活かした効果的な管理運営、効率的な経費の運用が提案されている。 ・図書館ビジョンに基づく提案がなされている。 ・施設の性格や目的を理解した管理運営方針、業務目標を明確に定め、施設の効用が発揮される具体的な取り組みが提案されている。 ・多様な利用者への読書環境の整備、広報活動の充実等、サービスの質を向上させる自主事業が提案されている。 ・館長の選定方法を具体的に示し、運営にあたっての職員配置や指揮命令系統等の管理体制について詳細な提案がなされている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）			
(1)	施設の性格や目的の理解	3	2.3
(2)	提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.2
小 計		6	4.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.8 点以上）			
(1)	事業の具体的取組み方（機能性）	5	3.7
(2)	施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	5	3.8
(3)	適正な管理・モニタリング（規律性）	5	3.4
(4)	安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.0
(5)	市民サービスの向上（独創性）	15	11.3
(6)	環境への配慮	5	3.3
(7)	障がい者への配慮（雇用・利用等）	5	3.2
(8)	平等利用（平等性）	2	1.2
小 計		48	33.9
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）			
(1)	団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.7
(2)	施設の運営実績（団体の能力）	6	4.6
(3)	団体の地域貢献（地域の活性化）	6	4.3
小 計		18	13.6
4 活動拠点に関する項目			
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	2.6
小 計		3	2.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.2
小 計		10	7.2
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		15	0.1
小 計		15	0.1
現指定期間の実績に基づく加減点			1.5
合 計		100	63.4

指定管理者の指定について（浜松市立浜北図書館）

(提案理由)

浜松市立浜北図書館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市浜北区貴布祢 3000 番地

名 称：浜松市立浜北図書館

2 指定管理者

所在地：浜松市中区鍛冶町 319 番地の 28

名 称：遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 河野 延之

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

遠鉄アシスト株式会社

- ・設 立：平成 11 年 7 月 21 日
- ・資 本 金：4,000 万円
- ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①自動車の運転並びに保守管理
②自動車による旅客及び貨物輸送事業
③建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・遠鉄アシスト株式会社（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会） (1)選定会議の構成 部会長：中村 公彦 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：金子 哲也 浜松市市民部次長 委員：影山 元紀 浜松市創造都市・文化振興課長 委員：久米 章史 浜松市創造都市・文化振興課 生涯学習担当課長 委員：高瀬 理子 浜松市中央図書館長 委員：田中 啓（第三者委員＝静岡文化芸術大学教授） 委員：下位 桂子（第三者委員＝元社会教育委員会委員長） 委員：鈴木真佐雄（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡 協議会副会長） 委員：河合 秀治（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和3年9月3日（金） 午後1時00分～午後4時15分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年9月3日（金）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業として浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験を活かした効果的な管理運営、効率的な経費の運用が提案されている。 ・施設の設置目的を理解し、効用が発揮されるようにこれまでの実績を基にした業務目標値を定め、これらに向けた新たな自主事業が提案されている。 ・安定的・継続的な管理運営を行うために重要な団体の財政的・人的能力も高く、グループ企業の特長を活かした関連施設との連携事業や地域の活性化に向けた提案がなされている。 ・その他の項目についても、適正な管理運営を実現可能な内容であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

遠鉄アシスト株式会社	
提案概要	<p>①公共施設の管理運営で培ったノウハウを基に利用者サービスを充実させ、事業の効率化に努める。</p> <p>②施設の特徴・特性を認識し、周辺施設やグループ関連施設との連携事業を実施し、地域貢献・地域活性化を図る。</p> <p>③業務目標値を具体的に定め、達成のために利用者サービスの質を向上させる事業を行う。</p> <p>④新規事業の実施や効果的な広報活動により、利用促進に繋げる。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 99,030,000円</p> <p>(令和5年度) 99,030,000円</p> <p>(令和6年度) 99,030,000円</p> <p>(令和7年度) 99,030,000円</p> <p>合計 <u>396,120,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館をはじめとする公共施設の運営実績を活かした効果的な管理運営、効率的な経費の運用が提案されている。 ・図書館ビジョンに基づく提案がなされている。 ・施設の設置目的を理解した管理運営方針、業務目標値を明確に定め、施設の効用が発揮される具体的な取り組みが提案されている。 ・サービスの質を向上させる新たな自主事業が提案されている。 ・館長の選定方法を具体的に示し、運営にあたっての職員配置や指揮命令系統等の管理体制について詳細な提案がなされている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			遠鉄アシスト株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）			
(1)	施設の性格や目的の理解	3	2.4
(2)	提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.2
小 計		6	4.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.8 点以上）			
(1)	事業の具体的取組み方（機能性）	5	3.8
(2)	施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	5	3.6
(3)	適正な管理・モニタリング（規律性）	5	3.6
(4)	安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.2
(5)	市民サービスの向上（独創性）	15	12.0
(6)	環境への配慮	5	3.0
(7)	障がい者への配慮（雇用・利用等）	5	3.2
(8)	平等利用（平等性）	2	1.3
小 計		48	34.7
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）			
(1)	団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.8
(2)	施設の運営実績（団体の能力）	6	4.6
(3)	団体の地域貢献（地域の活性化）	6	4.8
小 計		18	14.2
4 活動拠点に関する項目			
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
小 計		3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.3
小 計		10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）			
上限額 - 提案額 × 配点		15	0.0
上限額 - 下限額			
小 計		15	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.5
合 計		100	65.3

指定管理者の指定について（浜松市秋野不矩美術館）

(提案理由)

浜松市秋野不矩美術館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市天竜区二俣町二俣 130 番地

名称：浜松市秋野不矩美術館

2 指定管理者

所在地：浜松市中区板屋町 111 番地の 1

名称：公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 伊藤 修二

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市文化振興財団

・設立：平成 5 年 7 月 21 日

・基本財産：21 億 3,976 万 8,767 円

・設立目的：芸術及び文化（以下「芸術文化」という。）の提供、交流、創造及び発信を行うこと並びに市民・地域の芸術文化活動の支援をととして市民文化向上及び地域社会の活性化に資することを目的とする。

・事業内容：①芸術文化事業の企画、運営及び提供に関すること

②芸術文化活動の支援及び交流の促進に関すること

③芸術文化の振興を担う人材の育成に関すること ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人浜松市文化振興財団（候補者） ・東海ビル管理株式会社（次点者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会） (1)選定会議の構成 部会長：中村 公彦 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：金子 哲也 浜松市市民部次長 委員：影山 元紀 浜松市創造都市・文化振興課長 委員：久米 章史 浜松市創造都市・文化振興課 生涯学習担当課長 委員：高瀬 理子 浜松市中央図書館長 委員：田中 啓（第三者委員＝静岡文化芸術大学教授） 委員：下位 桂子（第三者委員＝元社会教育委員会委員長） 委員：鈴木真佐雄（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡 協議会副会長） 委員：河合 秀治（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和3年8月26日（木） 午後1時～午後4時15分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年8月26日（木）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・美術分野にも力を入れており、事業者の強みである企画力、発信力、ネットワークを生かした提案がされている。 ・秋野不矩の研究成果を地域、全国へ発信するほか、従来にはないボランティア育成などの提案がされている。 ・秋野不矩美術館と地域、その他全国との連携や、施設の地形を生かした利用者サービスの向上を図るための提案がなされている。

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市文化振興財団	東海ビル管理株式会社
提案概要	<p>①秋野不矩と美術館の魅力と、財団の事業企画力・発信力・ネットワークを融合した多様性のある事業展開をする。</p> <p>②秋野不矩の調査研究及び成果を展覧会や企画を通して広く共有・継承し、地域の誇りである秋野不矩を市域と全国に発信する。</p> <p>③秋野不矩美術館と地域の相互連携による地域活性の推進を図る。</p>	<p>①利用者の安全、安心の保証、質の高い効率的な経営の推進と公の施設としての公平・平等の確保および協働・共生による新たな交流拠点として地域活性化に寄与する。</p> <p>②秋野不矩研究をはじめとした様々な研修プログラムを実施する。</p> <p>③秋野不矩美術館と他の関連施設と連携を図り講座、イベント等のフォローをし、地域交流と活性化を図る。</p>
提案金額	<p>(令和4年度) 76,600,000円</p> <p>(令和5年度) 76,600,000円</p> <p>(令和6年度) 76,600,000円</p> <p>合計 229,800,000円</p>	<p>(令和4年度) 72,001,000円</p> <p>(令和5年度) 72,001,000円</p> <p>(令和6年度) 72,001,000円</p> <p>合計 216,003,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既に美術系職員を採用し美術分野に力を入れており、事業者の強みであるネットワークを生かした提案がされている。 ・作品解説ボランティアの育成、建物に焦点を当てた周年事業など今までにない提案について評価できる。 ・地域、その他全国との連携、施設の地形を生かした来館者サービスの提案がされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋野不矩美術館の清掃業務を請け負っており施設保守に強みを持った提案がされている。 ・キッチンカー設置など、秋野不矩美術館の現状での弱点である来館者の便益に関する提案がされている。 ・作品の管理、活用について、展示に際して関連団体と連携し協力を仰ぐなどネットワークを生かした提案がされているが、日本画の取扱いにやや不安を感じる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点	
応募者（評価対象者）			公益財団 法人浜松 市文化振 興財団	東海ビル 管理株式 会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）				
(1) 施設の性格や目的の理解		4	3.1	2.8
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	3.1	2.6
小 計		8	6.2	5.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 29.4 点以上）				
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）		13	9.5	8.7
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）		6	4.3	4.0
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）		5	3.6	3.8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）		5	3.5	3.5
(5) 市民サービスの向上（独創性）		12	8.8	8.4
(6) 環境への配慮		3	1.8	2.0
(7) 障がい者への配慮（雇用・利用等）		3	1.8	1.9
(8) 平等利用（平等性）		2	1.2	1.2
小 計		49	34.5	33.5
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.0 点以上）				
(1) 団体の人的・財政的能力（経営の健全性）		5	4.1	4.0
(2) 施設の運営実績（団体の能力）		5	4.2	3.9
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）		5	4.1	3.7
小 計		15	12.4	11.6
4 活動拠点に関する項目				
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0	3.0
小 計		3	3.0	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）				
収支計画の妥当性		10	7.7	7.2
小 計		10	7.7	7.2
6 指定管理料に関する項目（2）				
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		15	0.0	0.9
小 計		15	0.0	0.9
合 計		100	63.8	61.6